

第5期第2回横浜市税制調査会 議事概要

日 時	令和2年10月21日（水）午前10時00分から正午まで
会議形式	WEB形式
出席者	青木座長、柏木委員、川端委員、柴委員、望月委員
欠席者	上村委員
関係局	なし
開催形態	一部非公開（傍聴者0人、取材0人）
議 題	近年の税制改正を踏まえた地方税制の課題とあり方について（2）
議 事	<p>・事務局より、配付資料に沿って説明があった。</p> <p>【主なコメント（要旨）】</p> <p>（近年の税制改正による影響について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさと納税の影響額について、人口や税収が多い市では、絶対額が大きくなるが、1人あたりの数値や税収規模に対する影響額の割合を見ると、それぞれの市の間に大きな差はなく、指定都市が全体として影響を受けている問題とすることができる。 ○ ふるさと納税と比較しても、法人市民税の一部国税化の影響は相当大きい。法人市民税の収入の相当の額が失われている。その分だけ課税権が無くなっているわけであり、やはり大都市にとって大きな問題である。 ○ まだ影響は少ないが、企業版ふるさと納税が拡充されているので、影響額も今後拡大していくのではないか。 ○ ふるさと納税や法人市民税の一部国税化は、何のためにやっているのか。地方間の財政調整に用いられているが、地方間の財政力格差は、地方交付税で是正すべき。地方交付税がきちんと機能しているのであれば、このような制度改正は必要なかったのではないか。 ○ 税収の格差は、1980年頃を見ると9倍程度あり、今よりも圧倒的に大きかった。しかし、このときは誰も法人課税に手を加えようとはしなかった。地方交付税がしっかり調節していれば、東京が飛びぬけていても、誰も文句は言わなかった。 ○ 人口減や東京集中は事実であるが、それだけで国税化の動きを説明できるわけではない。ふるさと納税や法人市民税の一部国税化等について、「なぜこうなっているのか」を考えると、地方交付税が壊されたこと以外に、原因がない。 ○ 地方税を充実させるにしても、何の税金ならできるのか。今や、固定資産税の拡充すら、自治体間の格差をもたらすという議論になっている。地方税を充実させる代わりに、地方税を国税化して人口で配分すればいいだろう、と譲与税化しているのが現実ではないか。 ○ 今は新しい税制についての議論はひと段落しており、森林環境税で一応決着がついている雰囲気がある。しかし、将来を考えると、地方団体にとっては厳しい状況となっているので、税源の問題は、議論をしていかないといけない。 ○ 課税権が大都市を中心に失われているというのは事実であるから、これを言わないといけない。横浜市税制調査会の立場としては、課税権の維持・回復を強く訴えたい。 <p>（考えられる税源拡充の方策「地方消費税の都道府県からの税源移譲」について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県が損をするわけではないし、国が損をするわけでもない。清算基準を用いることで、市町村間の収入が多少変動するけれども、許容範囲であろう。国が地方法人特別税を

	<p>つくったときに、偏在性の少ない税制ができるまでの暫定措置だとしていたので、偏在性の少ない税制を主張するのは正当な権利だと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税源移譲によって、収入が統計上「地方税」となることの意義は非常に大きい。地方税の割合及び地方の課税権が増えることになる。 ○ そもそも論でいうと、課税権というのであるから、市町村で賦課徴収の事務をやるべきである。しかし、消費税は、税率が低いところに税源が比較的移動しやすい税であり、国境税調整ができない状況では、それぞれの市町村が消費課税をやろうとしても、限界がある。現実でできることを探ると今回の案のようなレベルになる、という説明が、説得力があるのではないか。 ○ 今の賦課徴収のスキームをいじらなくても税源移譲が実現できるというのは、むしろメリットではないか。変わるのは清算のところだけで、それを電算化すればいいと思う。賦課徴収を行っている国にとっても、追加の事務負担はない。市町村が全く事務負担をしないのか、ということが気になるかもしれないが、それはあくまでも感覚的なものであると思う。 <p>(全市町村で一斉に税源移譲すべきか、まずは指定都市から税源移譲すべきか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全市町村で一斉に税源移譲をするというのが、地方自治らしい議論の仕方だと思う。 ○ 指定都市から税源移譲した場合、中山間地の自治体からは、そこから話が進まないと思われるのではないか。 ○ 1,700 を超える市町村で清算を行うのは難しい、という意見もあると思うが、このDX（デジタルトランスフォーメーション）の時代に、事務の煩雑さを理由にはできないだろう。 ○ 1,700 もの市町村を一斉に動かすことが難しければ、大都市から中山間地まで、20～30の自治体をサンプルとしてまず税源移譲するというやり方もあるのではないか。 <p>(指定都市へのさらなる税源移譲について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定都市に対する権限移譲に応じたさらなる税源移譲は、あくまでも将来的な展望ではないか。 ○ 指定都市市長会では、横浜市は特にそうだが、特別自治市を主張している。特別自治市は、市域における行政を県の分もすべて市がやり、その代わり、県税も市が全て賦課徴収するという考え方である。特別自治市を実現しようとするなら、地方消費税の税源移譲はやらなくてははいけない。この案は具体的な提案ではないか。
資 料	<p>【資料1】近年の税制改正を踏まえた地方税制の課題とあり方について（2）</p> <p>【資料2】近年の税制改正による影響額の分析</p> <p>※ 資料2は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第5号に規定する情報を含むため、非公開とします。</p>